

新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）

2012年（平成24年）9月13日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

（勾留及び保釈制度の改善）

1 身体拘束が重大な人権制限であり、身体拘束を利用した自白等の強要が行われてきたことを踏まえ、被疑者・被告人の身体拘束は例外的な場合に限られることを確保するとともに、とりわけ罪を犯していない人が嫌疑を否認していることを理由に身体を拘束され、自由と引き換えに虚偽自白を強要される状況を作り出さないよう、次のように、勾留及び保釈制度を改善すべきである。

- (1) 勾留又は保釈に関する裁判においては、被疑者又は被告人の防御権を踏まえ、被疑者又は被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないものとする。
- (2) 勾留又は保釈に関する裁判においては、犯罪の軽重及び被疑者又は被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益の程度を考慮しなければならないものとする。
- (3) 勾留に代替する手段として、次のような住居等制限命令制度を創設し、その命令では目的を達成できない場合に限り勾留することができるものとするべきである。

裁判所〔裁判官〕は、被告人〔被疑者〕が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、被告人〔被疑者〕が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき又は被告人〔被疑者〕が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは、被告人〔被疑者〕に対し、2箇月以内の期間を定めて、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な命令（住居等制限命令）をすることができるものとする。

裁判所〔裁判官〕は、被告人〔被疑者〕が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、被告人〔被疑者〕が住居等制限命令に違反したとき、又は、住居等制限命令を受けてもこれに従わず、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由

があるときは、これを勾留することができるものとする。

(4) 上記のほか、次のとおり、権利保釈の除外事由、勾留質問における弁護人の立会権、勾留の裁判に対する不服申立て及び起訴前保釈に関する刑事訴訟法改正を行うべきである。

89条4号を削除し、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を権利保釈の除外事由としないものとする。

61条の規定により被告人〔被疑者〕に対し被告事件〔被疑事件〕を告げこれに関する陳述を聴く場合において、被告人〔被疑者〕に弁護人があるときは、これに立ち会う機会を与えなければならないものとする。

207条1項但書きを削除し、公訴提起前に保釈をすることができるものとする。

429条2項を削除し、裁判官がした勾留決定に対して、犯罪の嫌疑がないことを理由として準抗告をすることができることを明確にする。

(取調べ前に弁護士の助言を受ける機会の保障)

2 逮捕された被疑者に対し、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会を保障し、被疑者が申し出たときは、取調べを開始する前に、弁護士の接見をさせなければならないものとするべきである。そのために、逮捕された被疑者が公費による弁護士の派遣を請求できる制度を創設すべきである。

(勾留された被疑者の国選弁護人請求権の拡大)

3 刑事訴訟法37条の2から「死刑又は無期もしくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について」を削除し、勾留状が発せられているすべての事件で、被疑者に国選弁護人の選任を請求する権利を認めるべきである。

意見の理由

1 勾留及び保釈制度の改善について

身体拘束は、市民の自由を奪い、甚大な精神的・肉体的苦痛を与え、職を失わせるなど深刻な社会生活上の不利益をもたらす、防御権の行使をも困難にするものである。それゆえ、無罪と推定される被疑者・被告人の身体拘束は、例外的に行われるものでなければならず、市民的及び政治的権利に関する国際規約9条3項も、裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない旨を規定している。しかし、従来の刑事司法においては、とりわけ嫌疑を否認する被疑者・被告人について、きわめて安易に勾留し、勾留期間を延長し、保釈を拒む運用が続

けられてきた。このような勾留・保釈の運用は，不当に被疑者・被告人の自由を奪い，不利益を与えてきたのみならず，それによって自白や捜査機関の筋書きに沿った供述が強要され，とりわけ罪を犯していない人が自由と引き換えに虚偽の自白を強要されるなどの深刻な結果をもたらしてきた。このような身体拘束のあり方は，長期間の静かな拷問に等しいものといわなければならない（当連合会が廃止を求め，国連拷問禁止委員会も改善を勧告している代用監獄は，その象徴的存在である。）。

新たな刑事司法制度においては，身体拘束は例外的な場合に限られることを確保するとともに，とりわけ罪を犯していない人が自由と引き換えに虚偽自白を強要される状況を作り出さないよう，勾留及び保釈制度を抜本的に改善すべきである。

(1) 否認等の不利益取扱いの禁止について

従来の刑事司法においては，被疑者・被告人が嫌疑を否認していること，黙秘権を行使したこと，供述調書への署名押印を拒絶したこと，又は検察官請求証拠について同意をしないことを理由に，「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」や「やむを得ない事由」を認定するなどして，勾留又は勾留期間の延長を認め，保釈を拒む運用が行われてきた。

このような勾留・保釈の運用は，正当な権利を行使した被疑者・被告人，とりわけ罪を犯していない人の自由を奪い，職を失わせるなどの深刻な不利益を与え，防御準備の必要性が特に大きい事件において，被告人の防御準備を著しく困難にし，えん罪の危険を増大させ，自由と引き換えに捜査機関の筋書きに沿った供述をすることを被疑者に強要する効果をもたらし，その結果，えん罪や事実を誤認して人を処罰する結果を生じさせてきた。そもそも，被疑者・被告人が嫌疑を否認していることから「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」や「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」を推認することは，無罪推定原則に反するものであり，身体拘束という重大な人権侵害によって，自己に不利益な供述を強要することは，憲法が保障する自己負罪拒否特権を侵害するものである。

新たな刑事司法制度においては，無辜の不処罰の優先性が明確にされるべきところ，被疑者・被告人の権利を実質的に保障するため，勾留又は保釈に関する裁判においては，被疑者又は被告人が嫌疑を否認したこと，取調べ若しくは供述を拒んだこと，又は検察官請求証拠について同意をしないことを理由とし

て、被疑者又は被告人に不利益な取扱いをすることはできないものとするべきである。具体的には、刑事訴訟法を次のように改正すべきである。

60条〔勾留〕1項但書として、「但し、第2号又は第3号の理由の有無の判断に当たっては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない。」を加える。

81条〔接見・授受の制限〕2項として、「前項の逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に当たっては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない。」を加える。

89条〔必要的保釈〕但書として、「但し、〔第4号又は〕第5号の理由の有無の判断に当たっては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない。」を加える。

90条〔裁量保釈〕2項として、「裁判所は、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない。」を加える。

208条2項〔勾留期間の延長〕但書として、「但し、やむを得ない事由の有無の判断に当たっては、被告人の防御権を踏まえ、被疑者が嫌疑を否認したこと、又は取調べ若しくは供述を拒んだことを被告人に不利益に考慮してはならない。」を加える。

(2) 比例原則及び防御権への配慮について

従来の刑事司法において、検察官による身体拘束の請求は、きわめて高い確率で認められてきた（平成23年司法統計年報刑事編によると、勾留請求の認容率は約98.5パーセントである。）。そこでは、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」や「やむを得ない事由」をきわめて抽象的に認定する一方で、被疑者・被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益への配慮は、きわめて不十分であったといわなければならない。

そもそも、比例原則に照らせば、勾留は、事件の重大性および予測される刑

罰に比して不均衡なものであってはならないのであって、裁判の結果が身体拘束を伴わないものになるのであれば、その手段としての勾留は例外的であるべきであり、勾留する場合であっても保釈が認められなければならない。また、身体拘束は、防御権の行使をも困難にするものであり、無辜の不処罰のためにも、抑制的に用いられるべきである。したがって、勾留又は保釈に関する裁判においては、犯罪の軽重及び被疑者又は被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益の程度を考慮しなければならないことを明記し、その不利益に優越する必要性がある場合に限り、身体を拘束できるものとすべきである。

(3) 住居等制限命令制度の創設について

身体拘束は、それによらなければ罪証隠滅や逃亡の防止を図ることができない場合に限られるべきである。そして、身体拘束に代替する制度として、より権利制限の程度が小さい罪証隠滅や逃亡を防止する手段を設けることによって、身体拘束される被疑者・被告人を最小限にすべきである。

そこで、裁判所（第1回公判期日前は裁判官）は、被疑者・被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、被疑者・被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき又は被疑者・被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは、被疑者・被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な命令をすることができるものとすべきである。

そして、勾留の要件を改め、被疑者・被告人が上記の命令に違反したとき、又は、上記の命令を受けてもこれに従わず、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限り、これを勾留することができるものとすべきである。

上記のような命令も、被疑者・被告人の権利を制限するものである以上、その期間は明確に定められるべきであり、裁判所が、起訴後勾留の期間と同じ2箇月以内の期間を定めるものとすべきである。

(4) 勾留・保釈制度に関するその他の刑事訴訟法改正について

従来の刑事司法においては、勾留された被疑者・被告人は、保釈されないまま公判期日を迎え、判決を宣告されることが一般的であったが、これは原則と

例外が逆転した現象である。刑事訴訟法 89 条は「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない」として権利保釈を規定しているが、その 4 号において、勾留要件と同一の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を除外事由としており、このことが、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を抽象的に認定する傾向と相まって、権利保釈の規定を形骸化し、原則と例外が逆転した現象の一因となってきたと考えられる。同条は、「被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」については除外事由としておらず、保証金及び条件を附することによって、その防止を図ることを想定していると解される。罪証隠滅についても、保証金及び条件を附することによってその防止を図るべきであり、保釈を原則とする運用を確保するためにも、89 条 4 号を削除し、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を権利保釈の除外事由としないものとすべきである。

身体拘束は被疑者・被告人に重大な不利益をもたらすものであるから、勾留質問は、被疑者・被告人の防御上、きわめて重要な場面であり、弁護人の援助を必要とする場面である。そこで、刑事訴訟法 61 条の規定により被疑者・被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合において、被疑者・被告人に弁護人があるときは、これに立ち会う機会を与えなければならないものとすべきである。

また、勾留が罪証隠滅や逃亡の防止を目的とする制度であること、他方、公訴提起前の勾留期間は職を失わせるなどの深刻な不利益を生じさせるに十分な長さであることを考慮すると、公訴提起前に保釈を許さないのは不合理である。住居等制限命令制度の創設を前提としても、保証金によって出頭が保証され、身体拘束が不要となる場合もあることは否定できない。そこで、刑事訴訟法 207 条 1 項但書きを削除して、公訴提起前に保釈をすることができるものとすべきである。

さらに、罪を犯していない人が勾留された場合の実効的な救済手段が必要不可欠であり、勾留にあたり罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由の審査を慎重ならしめるためにも、この点についての不服申立てがなし得ることは重要である。他方、公訴提起前の勾留について、犯罪の嫌疑がないことを理由とする準抗告を禁止すべき合理的理由は見出しがたい。そこで、刑事訴訟法 429 条 2 項を削除し、裁判官がした勾留決定に対して、犯罪の嫌疑がないことを理由として準抗告をすることができることを明確にすべきである。

2 取調べ前に弁護士の助言を受ける機会の保障について

逮捕された被疑者は、その直後から捜査機関による取調べを受けることになるが、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会は保障されていない。

被疑者は、一般に法律知識に乏しく、自らの力で適切な防御活動を行うことは困難である。特に、逮捕され、身体拘束を受けた被疑者は、精神的に著しく動揺している状況で取調べを受けることになる。そのような状況で虚偽の自白等が獲得されることにより、事実を誤認して人を処罰することを防止するためには、取調べを受ける前に、刑事手続や防御権について、弁護士の助言を受けることが必須である。被疑者が取調べを受ける前に弁護士の助言を受けることは、不当な身体拘束の継続や不当な取調べを抑止するためにも重要である。

憲法34条は「直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と規定しており、この趣旨からも逮捕直後に弁護士の助言を受ける機会が保障されなければならない。

勾留された被疑者に対する国選辩护人制度が導入されて以降、逮捕直後から取調べが長時間実施され、辩护人が選任される前に供述調書が作成され又は供述が録画等される事件が増えており、それらの取調べに先だって弁護士の助言を受ける機会を保障する必要性は、一段と高まっている。

そこで、逮捕された被疑者が公費による弁護士の派遣を請求できる制度を創設し、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会を保障すべきである。

3 勾留された被疑者の国選辩护人選任請求権の拡大について

現在、勾留された被疑者のうち「死刑又は無期もしくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について」(刑事訴訟法37条の2)国選辩护人選任請求権が認められているにすぎない。

「死刑又は無期もしくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」以外の事件においても、辩护人の助言がないまま、長期間の身体拘束を受け、被疑者がその防御権を適切に行使することは困難であり、事実を誤認して人を処罰しないためには、国選辩护人の選任を請求する権利を認める必要があるところ、弁護士会の対応態勢にも問題はない。

そこで、刑事訴訟法37条の2を改正し、勾留状が発せられているすべての事件で、被疑者に国選辩护人選任請求権を認めるべきである。